

平成 2 1 年川西町議会
第 3 回臨時会会議録

平成 2 1 年 1 1 月 3 0 日

平成21年川西町議会第3回臨時会会議録（開 会）

招集年月日	平成21年11月30日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	平成21年11月30日 午前10時 宣告	
出席議員	1番松本史郎 2番香川明英 3番島田育浩 4番宗行正昭 5番今田吉昭 6番寺澤秀和 7番森本修司 8番杉井成行 9番中嶋正澄 10番 芝 和也 11番大植 正 12番石田晏三	
欠席議員		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 上田直朗 教育長 森杉衛一 理事 大山泰司 産業建設部長・水道部長 松本公一 福祉部長 山嶋健司 総務課長 森田政美 企画財政課長心得 西村俊哉	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 中峯潤子 議会事務局 高間隆弘 モニター係 中川直樹	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	1番 松本史郎 議員	2番 香川明英 議員

川西町議会第3回臨時会（議事日程）

平成21年11月30日（月）午前10時00分開会

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3	議案第48号	特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正について
第4	議案第49号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
第5	発議第3号	川西町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
第6	選挙第6号	奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について

(午前10時00分 開会)

議 長(森本修司君) 皆さん、おはようございます。

これより、平成21年川西町議会第3回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって、議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

町長より臨時会招集についての挨拶を受けることにいたします。

町長。

町 長(上田直朗君) おはようございます。

本日、本年の第3回目の臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位には御多忙中にもかかわらず御参集いただきまして、大変ありがとうございます。

平素は町政の推進のために大変御尽力をいただいておりますことに、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

今回の臨時議会は、国の人事院勧告に基づきまして、特別職の職員及び一般職員の給与並びに議会議員の報酬等に関する条例の一部を改正するための議案が主な議題でございます。国の基準に準じまして改正しようとするものでございます。

何とぞよろしく御審議賜りますようお願いを申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長(森本修司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、1番 松本史郎君及び2番 香川明英君を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(森本修司君) 異議なしと認め、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたします。

これより議事に入ります。

日程第3、議案第48号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、日程第4、議案第49号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを一括議題とし、議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町 長(上田直朗君) 今議会に上程いたしました議案の提案の要旨につきまして御説明を申し上げます。

日程第3、議案第48号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございます。

これは、国の平成21年人事院勧告に準じまして、特別職の職員の6月期の期末手当の支給月数を現行の1.46カ月を1.45カ月とし、12月期の期末

手当の支給月数を現行の1.75カ月を1.65カ月として、年間合わせまして0.25カ月分を引き下げる改定を行うものでございます。

次に、日程第4、議案第49号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

これは、国の平成21年人事院勧告に基づきまして、一般職の職員の月額給与を平均で0.2%引き下げますとともに、自宅に係る住居手当を廃止し、また、期末・勤勉手当の支給月数につきましては、6月期では期末手当で現行の1.4カ月を1.25カ月に、勤勉手当で0.75カ月を0.7カ月として、12月期では、期末手当で現行の1.6カ月を1.5カ月に、勤勉手当で0.75カ月を0.7カ月として、年間では期末手当で0.25カ月、勤勉手当で0.1カ月分を引き下げる改定を行うとともに、労働基準法の改正に伴いまして、月60時間を超える時間外勤務について支給割合の引き上げを行いますとともに、代替休暇の制度を設けようとするものでございます。

以上でございます。何とぞよろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（森本修司君） 提案説明が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。

質疑ございませんか。

芝議員。

10番議員（芝 和也君） 今般の改定は、21年人事院勧告に基づいての実施ということであります。さきの5月の第2回臨時会の折に、まず6月期の期末手当と勤勉手当の凍結をやりまして、それで今般改定と、こういうことですがけれども、その折に経緯を伺いましたところ、とにかく人勸に基づいて実施をしているものということで、実情等の調査については、やっぱり地域事情等々は、それは条件も違うだろうし、調査の必要はあるということで、調査することに関して、町長はやぶさかでない、そういう意思表示は御答弁いただきました。そういう点で、実際21年人事院勧告が出まして、今般の改定に至るに当たって、その辺の実情等の把握をどのようにされたのか否か、その辺を一つはお伺いしたいと思います。

それと、この改定による全体の影響額が大体どのぐらいの額になるのか、職員1人当たりになると平均どのぐらいの額になるのか、この数字をお示しいただきたいというふうに思います。

それから、実質引き下げですので、財源上は新たな財源が生まれるというか、浮いてくるというか、それは表現としてはそうなりますけれども、そういう引き下げることによって生まれる財源の使い道、これらについての活用策ですね。この辺の検討、これもさきの5月の議会のときは一定あってしかるべきという意味の思惑の御答弁をいただいています、その辺の中身について、あわせてお伺いいたします。

それと、もう一つ、給与を引き下げるわけですから、その水準が高いか低いかというのは当然出てくるというふうに思うんです。そういう点で言うと、一つの目安としてラスパイレス指数があると思うんですけれども、本町の場合、

その指数はどうなっているのか。

大きくこの3点をお伺いしたいと思います。以上です。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） まず、状況の調査でございますけれども、我々のような規模のところでは、なかなかそうした詳細な調査ができませんので、いわゆる国の人事院勧告と申しますか、国が全国的に調査した結果を出された、この数字を、今までもそうですけれども、これからも基準にしながら給与を決めていくということでございます。

特別に町としてそういう調査は行っておりませんが、新聞の報道や、あるいはそうした関係の数値や資料などを見てまいりますと、最近では経済状況の中で非常に格差も大きくなってきておりますし、そしてまた給与も非常に下がってきているという状況がございますので、そうしたことも踏まえながら、やはり我々公務員もこういうことに準じていくのが適当ではないかなというふうに思っております。

数値的な部分につきましては、担当の理事のほうから御説明させていただきます。また、ラスパイレス指数につきましても担当のほうから説明させていただきますので、そういうことでひとつ御承知をいただきたいと思っております。

議 長（森本修司君） 大山理事。

理 事（大山泰司君） ただいまの質問で、特に事務方の数値的なことについて説明させていただきます。

まず、人事院勧告ですけれども、国の人事院勧告が8月11日に出ております。県のほうは人事委員会で県内の状況を調べておりますけれども、そちらのほうは10月5日に出ておまして、内容につきましては、国の人事院勧告と同じ率の改定の勧告でございます。

それと、職員1人当たりの影響額という御質問があったと思っております。

試算いたしましたところ、まず5月議会で承認いただきました凍結処分です約980万円の影響額が出ております。今回の給与改定で64万円。これは全体でございますけれども、12月期で735万円ということで、総額で1,780万円、1人当たりに直しますと15万8,000円程度ということになっております。

それと、ラスパイレス指数のお話でございますけれども、川西町の現在のラスパイレス指数は91.0でございます。

以上でございます。

議 長（森本修司君） 芝議員。

10番 議員（芝 和也君） 影響額としては全体で2,000万円近く出てくるということでありまして。そうなりますと、いろんな側面がありますけれども、やっぱり住民の思いからして、町長の今のお話でも、世間の状態からも公務員もそれに合わせていくという、その見方も一つあるかと思っておりますけれども、そういう点でいけば、この見直しをしなかったら、それは人件費として支払うお金になってくるわけですから、そういう点では、活用策としては、自治体としては当然住民の思いにこたえるという点からも大いに必要になってくると思いま

す。そういう点では、今年の秋の議会の視察のときに町長も御一緒いただきましたけれども、デマンドでの新たな交通手段に生かすとか、あるいは、この間議会でも議論になっています子どもの医療費の制度拡充、義務教育を対象に全部入れてしまうとか、あるいはヒブとか肺炎球菌とかの子どもさんやお年寄りの病気に対する予防策としてのワクチンが効果が出てきているわけですから、そういった問題に使うとかの施策があってしかるべきだと思うんですけども、その辺の考え方があって、この引き下げということでの町長のお考えを私は望みますし、その辺をぜひお聞かせいただきたいと思います。

それから、ラスパイレス指数が91ということですから、そういう点で言いますと、これは一つの目安ですけれども、国家公務員に対して低いということですから、人勧準拠ということで率はそれに準じて行いますけれども、実際91ということは低いわけですから、夏のボーナスの凍結を既にやっているわけですし、そういう点では、今回一般職に対してはとどめるべく、理事者としては判断があってしかるべきではないかと、そう思います。その辺の見方、どう見ておられるのかということをお聞きしたいと思います。

もう1点。それらをやる上で、地方自治体といえども物差しは持つべきだと私は思います。国にあっては人事院ですけれども、地方自治体にあっては人事委員会の設置ということです。本町は設置していませんから、人勧や県の人事委員会の答申に倣っているということです。新聞報道等を参考に全体の状況を把握しているという話ですけれども、いずれにしても、そういった独自の物差しを持って、状況から判断して、下げるんだったら下げるという経緯があってこそ実際の道筋だと思いますので、その点について町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） まず、浮いてくると申しますか、未執行になってまいります財源につきましては、また新年度予算で、先ほどもおっしゃいましたように子どもの医療費につきましても、そしてまた高齢者の方々のインフルエンザとかに対しますワクチンの接種、そうしたことも含めて、この額から申しまして、そうした方々にまずしていける規模ではないかなと。また今度の新年度予算にもそういう形で反映させていくべきだと思っておりますので、予算の編成になりましたら、そうしたことで検討を十分にしていきたい、こういうふうに思っております。

それから、今おっしゃいましたように、地域の中でそれぞれするとしますと、町内だけの調査ではいけませんので、国の全国的な調査、そしてまた奈良県でそれぞれされております県の調査、そうしたことを参考に、基準にしながら判断していくのがいいのではないかと。そしてまた、先ほど申しましたように新聞報道による経済状況などを含めて、特に職を離れておられる方々、また期間労働とかも社会的に非常に出てきております。そういう状況などを我々は経済状況の新聞報道などで察知しながら、感覚的に判断していかなければならないと思っておりますので、まずはひとつ大きな組織の中の調査を参考にしていきたいなど、こういうふうに思っております。

それから、ラスパイレス指数の問題ですけれども、余り下がることもよくないと思っておりますので、国の一つの基準にある程度合わせながらしていく必要があるのではないかとこのように思っております。余り下がっていくということにつきましては十分注意をしていきたいと思っておりますし、今の数字から余り下がることのないように考えていきたい、こういうふうに思っておりますので、ひとつ御理解いただきたいと思います。

議長（森本修司君） ほかに質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

芝議員。

10番議員（芝 和也君） それでは、提案されております議案第48号、町長ら特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第49号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についての2議案に対する討論を行います。

今般の提案は、本年8月の人事院勧告に倣い、町長など常勤の特別職のボーナスや一般職員の給与並びに手当及びボーナスを引き下げるものであります。特別職はともかくとしても、一般職の給与等の引き下げには、その影響からしても、また、職員の皆さんの果たしている役割からしても、同意できるものではありません。よって、態度表明は、議案第48号については賛成、議案第49号については反対の立場からのものであります。

本年5月の臨時議会において、既に給与の引き下げには手がつけられ、夏のボーナスの凍結が実施されております。それに加えての措置が今般の提案ということではありますが、そもそも公務員給与はどうあるべきか、これについてはさまざまな角度からの議論のあるところですが、公務員労働者は、民間労働者と違い、団体交渉権やストライキ権などの労働基本権が政令により制限されていることは御承知のとおりであります。したがって、民間労働者のように労使交渉で給与額を決めることができませんから、その代償措置として公務員労働者の利益を守る役割を担っているのが、不偏と公正公平を旨とする第三者機関である、国でいえば人事院であり、地方団体でいえば人事委員会ということになります。本町においては、この第三者機関に当たる人事委員会が設置されておられませんので、給与の改定に当たっては、専ら国の人事院勧告に準ずる措置を講じているのがこれまでの実情であります。しかし、福利厚生においても、労働人員にしても、組織的にも規模的にも大きく異なっている国家公務員と本町職員を同列に置くことが果たして妥当かどうかは大きな疑問がありますし、給与改定の実施に当たっては、少なくとも実情等の独自の調査は行うべきと考えます。この点、町長自身もやぶさかではないということでもありますから、まずは実態調査を踏まえ、また、自らの物差しを持って給与改定等の実施に当たることを求める次第であります。

また、現下の経済状況による見通しでは、明るい兆しは依然として見えてま

いりません。先週あたりのニュースでも、ドル安の影響でさらなる円高が日本経済を襲っており、加えてデフレの影響が顕著にあらわれ、物価の下落が企業収益を落ち込ませ、そのことがリストラや賃金の引き下げに跳ね返り、内需の要をなす消費購買力が減少し、個人消費は冷え切る一方で、出口は見えてまいりません。こうしたマイナスのデフレスパイラルに対して、今般の人事院勧告を受けた国家公務員の給与引き下げや本町職員給与の引き下げが油を注ぐことに道を開く形につながりかねません。住民感情からして、給与の引き下げに手をつけないことは相反する側面もうかがわれるかもしれませんが、全体として言うならば、自治体施策がいかに関心と意を酌み、気持ちに合致しているのか、住民生活を応援し、下支えをつくっているのか、ここが問われている点であります。そういう点では、住民としっかり対話し、思いを受けとめ、それを施策に生かしていく、この町長など常勤の特別職や我々議員の姿勢が問われているのであります。

住民感情にこたえる点では、常々こうした政治姿勢が求められているわけですから、そういう点では、給与等の引き下げに手をつけるのならば、特別職である我々議員や町長など常勤特別職にとどめるべきと心得ます。

そして、一般職員についてですが、給与水準を見る一つの指標としてラスパイレース指数があります。国家公務員を100として見た場合、本町は91ですから、決してその水準は高いとは言えません。こういう状況で、既に夏の一時金を凍結したわけですから、それにとどめて、今般の引き下げはとりやめる独自判断を求めるものであります。むしろこうした判断こそが全体の奉仕者としてその職務に情熱を燃やして、住民の声に耳を傾け、それにこたえる諸制度の拡充に新たな道を開き、住民生活の向上に資する方向につながる施策が生まれるものと確信するものであります。

よって、議案第48号の町長ら常勤特別職の給与の引き下げ案には賛成、第49号の一般職の給与等の引き下げ案には反対するものであります。

以上、提案されています2議案に対する討論を終わります。

議長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第48号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（森本修司君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

議案第49号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（森本修司君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第5、発議第3号、川西町議会議員の議員報酬等に関する条例等の一部改正についてを議題とし、提案者からの提案理由の説明を求めます。

宗行正明議員。

4番議員（宗行正昭君） さきに賛成多数により、議案第48号、常勤特別職の期末手当の引き下げ及び議案第49号、一般職職員の給与に関する条例の一部改正案が成立したわけです。その流れを受けまして、我々非常勤特別職である議員の期末手当の減額を提案するものでございます。流れとしては極めて順当なものであり、議員各位の賛同をお願いする次第でございます。

なお、質問が出るといけませんので、蛇足ではございますが、この改定により、昨年の議員全員の期末手当との比較は、6月で67万4,100円、12月で44万9,400円合わせますと112万3,500円の減額となります。これは、議員1人当たり直しますと、約9万4,000円ということだそうです。

以上、よろしく申し上げます。

議長（森本修司君） 説明が終わりましたので、質疑を省略し、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第3号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（森本修司君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程第6、選挙第6号、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙についてを議題といたします。

広域連合議会議員の選挙につきましては、町村議会議員から選出する広域連合議会議員について欠員が1名生じたため、町村議会議員から1名を選出することになりますが、2名の立候補者がありましたので、奈良県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、各町村議会において選挙が行われることになったものであります。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、すべての町村議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになっておりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知を行いません。よって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、候補者の得票数までを報告することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 異議なしと認めます。よって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数ま

でを報告することに決定いたします。

これより投票を行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

議 長(森本修司君) ただいまの出席議員は12名です。

お諮りいたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番 島田育浩君及び4番 宗行正明君を指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(森本修司君) 異議なしと認めます。よって、立会人に3番 島田育浩君及び4番 宗行正明君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。なお、候補者名簿につきましては、お手元に既に配付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

(投票用紙配付)

議 長(森本修司君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長(森本修司君) 配付漏れはなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

議 長(森本修司君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。白票は無効といたします。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

(投票)

議 長(森本修司君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長(森本修司君) 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

開票を行います。島田育浩君及び宗行正明君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

議 長(森本修司君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12票

有効投票 12票

有効投票中

小走善秀君 11票

吉田溶工君 1票

以上のおりです。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議 長(森本修司君) ただいまの選挙の結果につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長へ報告いたします。

以上をもちまして、本臨時会の日程はすべて終了いたしました。
閉会に当たり、町長より閉会の挨拶を受けることにいたします。
町長。

町長（上田直朗君） 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。
提出いたしました議案につきまして慎重に御審議をいただき、議決いただきましたことに、厚く御礼を申し上げます。
議決いただきました議案の中には、早速12月から施行する部分もございます。条例に従いまして執行してまいりたいと存じております。
議員各位には、今後も町政の推進に御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。
ありがとうございました。

議長（森本修司君） これをもちまして、平成21年川西町議会第3回臨時会を閉会いたします。
ありがとうございました。

（午前10時32分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成21年11月30日

川西町議会
議長

署名議員

署名議員

(議決の結果)

議案番号	件名	議決月日	審議結果
議案第 48 号	特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について	11 月 30 日	原案可決
議案第 49 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	11 月 30 日	原案可決
発議第 3 号	川西町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について	11 月 30 日	原案可決
選挙第 6 号	奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について	11 月 30 日	報 告